

那須塩原市農業委員会

# 第24回総会議事録

令和元年6月25日(火)

那須塩原市役所

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和元年6月25日(月) 午後1時30分～ 午後3時26分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	15	君島 良一	委員	10	金田 廣衛
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	11	藤田 一郎
委員	1	松本 忠太	〃	12	渡邊 透
〃	2	島田 晴子	〃	13	人見 二三夫
〃	4	三本木 直人	〃	14	大田原 重夫
〃	5	藤田 利男	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 丈弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：7番竹村文祥委員、8番益子丈弘委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分取消願いについて
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 事務局職員

事務局長	久留生利美	農地係長	新巻昭美
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農政係主査	小林功一

8. 傍聴人：3名

《会議内容》

久留生事務局長

皆さまこんにちは、会議の前に議案の追加・訂正について、ご説明をいたします。  
お手元に訂正の一覧表があると思いますが、8ページが面積の変更でございます。13ページ・18ページが地元調査員の錯誤ということでございます。19ページが取下げということになります。それから追加で、議案第9号の活動計画案の内容を添付しております。  
それでは、那須塩原市農業委員会第24回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶をいただきます。

君島良一 会長

《挨拶》

久留生事務局長

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。よろしくお願いいたします。

《開会のブザー》

議長

ただ今より、那須塩原市農業委員会第24回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員20名全員でございますので、総会が成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。総会規則に基づき、議長が指名することで、ご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号7番竹村文祥委員と議席番号8番益子丈弘委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分取消願いのついて」を議題といたします。

番号1番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第1号、番号1番について、調査結果を報告します。農地法第3条の許可を取消す願い出です。願い出人・土地の所在・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月15日、午前11時10分頃、願い出人宅で願い出人から行いました。願い出地は、北那須水道事務所より北へ450メートルに位置しています。平成31年4月の3条許可により、申請地は譲受人へ売買されましたが、申請者の都合により取消願いが提出されました。取消の理由について調査したところ、譲渡人から譲受人へ売買許可を得ましたが、農業公社を通した、農地売買等事業を利用した売買に変更したいため、相互で協議した結果、今回の願い出に至ったとのこと。以上調査の結果、取り消しに問題はないと判断しました。番号1番の申請は、取り消し相当として委員各位の審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、取消を承認することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか、事務局

の確認報告を求めます。

事務局 それでは議案書9ページをご覧ください。初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。譲受人は平成29年6月に設立された株式会社でございます。定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。当該法人は売上高の全てが農業売上であることから、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。続いて社員(構成員)要件の欄でございます。定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の全てを保有していると認められますので、議決権要件を満たしております。最後に業務執行役員要件の欄でございます。業務執行役員の全員が年間150日以上農業の常時従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。以上のことから、番号1番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長 適格性の確認報告が、終わりました。

益子丈弘 委員 番号1番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

議案第2号、番号1番について、調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。譲受人・譲渡人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。調査は6月22日、午前8時頃、申請地で代理人から行いました。申請地は、黒磯消防団 第2分団第4部詰所より南西に約300メートルに位置しています。贈与する理由としては、高齢となり今後のことを考えたときに長年経営管理を任せている譲受人に託すことが最善と考え、今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、酪農業を中心に多角的に経営をしております。申請地では、水稻・飼料作物を耕作予定です。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告をおわります。

議長 報告が終わりました。

三本木直人 委員 番号1番について質疑、ご意見はございますか。

法人の適格性について少しお伺いしたいのですが、まず事務局の説明では、売上の100%が農業関係であるということだったのですが、例えば9番目の自動車整備業とか、どこまでが農業関係と認めるのか、あともう一つは農業関係以外の売上があった場合には農業法人としては認められないのですか、申し訳ありませんが教えていただければと思います。

事務局 議案書9ページをご覧ください、農業の関係は1番～6番まで、飲食業の方は、農業の方の飲食業なのかわかりませんので、6番までと思われま。農業以外の売上があった場合でも、農業の売上高が過半を超えていけば、農地所有適格法人ということで認められることになっております。

三本木直人 委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いですので、益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

番号2番から4番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第2号、番号2番について、調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月15日、午後1時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、高林公民館の東側及び北側の箭坪、百村字笹野曾里の地区に位置しています。贈与する理由としては、父である譲渡人が90歳を過ぎたことから、譲渡人が元気なうちに生前一括贈与により、農業経営を安定的に継続することを目的として、本申請に至りました。譲受人の経営状況は、水稻1.8ヘクタール、イタリアン18.4ヘクタール、デントコーン8.7ヘクタール、そば9.7ヘクタールとなっております。酪農業経営が中心で、成牛50頭、育成牛35頭の計85頭を飼養しており、その他に水稻、そばを作付しているという状況です。申請地では、水稻、牧草、デントコーン、そばを作付け予定となっております。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして、議案第2号、番号3番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月15日、午前11時15分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、田舎ランド鳴内より南へ約600メートルに位置しています。売買する理由としては、当該農地は、譲受人所有農地に含まれた一角にあり、農作業を一体的にした方が効率的なため、以前より譲受人から購入を申し入れましたが、今回、譲渡人、譲受人双方協議が整ったため、今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、酪農業で成牛50頭、育成牛30頭を飼養しており、デントコーン、牧草を作付しております。申請地では、デントコーンの予定です。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして、議案第2号、番号4番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。なお、3番の譲受人と今回の4番の譲渡人は、同一人物です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月15日、午前10時15分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、田舎ランド鳴内より、東へ900メートルに位置しています。売買する理由としては、当該農地は、譲渡人宅から比較的遠く、区画の形状も悪く作業効率も悪いため、周囲を耕作している譲受人に売買を申し入れたところ、合意に達し今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、酪農経営ですけれども、成牛30頭、育成牛12頭を飼養しています。作付の状況としては、牧草5ヘクタール、デントコーン3ヘクタール、その他飼料作物3.4ヘクタールを作付しています。申請地では、デントコーン、牧草を作付予定です。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番から4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番、3番、4番については、許可することに決しました。

ここで、議長を加藤拓央会長職務代理者と交代いたします。

議長（職代） 引き続き総会を進めます。番号5番から7番について、君島良一委員の報告を求めます。

君島良一 委員 議案第2号、番号5番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月14日、午後4時40分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市 塩原支所より西へ約500メートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は、親から相続したものでございますが、高齢のうえ、農作業に従事したことがないため、農業に従事することが不可能ということで、今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、水稻75アール、畑は大根、かぶ等を栽培しております。申請地の耕作予定は、水稻と野菜等を作付する予定となっております。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして、議案第2号、番号6番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は6月14日、午後4時50分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市 塩原支所より西へ約500メートルに位置しています。売買する理由としては、譲渡人は、親から相続したものでございますが、高齢のうえ、農作業に従事したことがないため、農業に従事することが不可能ということで、今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、水稻22アール、畑6アール、野菜栽培をしております、現在は28アールぐらいでございますが、今回の申請により 5,095平米いわゆる経営面積が50アールを超えることとなります。申請地の耕作予定は、なす・きゅうり等の野菜を栽培予定する予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続きまして、議案第2号、番号7番について、調査結果を報告します。農地を売買する申請です。譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月14日、午後5時20分頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市 塩原支所より西へ約1キロメートルの地点と約3キロメートルの地点の2ヶ所に位置しています。売買する理由としては、譲渡人は、親から相続したものでございますが、高齢のうえ、農作業に従事したことがないため、農業に従事することが不可能ということで、今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は、水稻58アール、畑10アールで野菜を栽培しております。申請地では、野菜の栽培を予定しております。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号7番の申請は許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長（職代） 報告が終わりました。

番号5番から7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いですので、君島良一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番、6番、7番については、許可することに決しました。

議長（職代） ここで 議長を、会長と交代いたします。

議長 それでは、引き続き総会を進めます。番号8番の調査報告の前に譲受人である法人が、農地所有適格法人として適格であるか、事務局の確認報告を求めます。

事務局 それでは議案書10ページをご覧ください。初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。借手人は、平成20年6月に設立された合同会社でございます。定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。当該法人は売上高の全てが農業売上であることから、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。続いて社員（構成員）要件の欄でございます。定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので議決権要件を満たしております。最後に業務執行役員要件の欄でございます。業務執行役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。以上のことから、番号8の借手人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長 適格性の確認報告が終わりました。

番号8番及び9番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員 議案第2号、番号8番について、調査結果を報告します。なお、この申請は、次の番号9番と、議案第5号番号16番とも関連があります。農地に賃借権を設定する申請です。あわせて委員の方に配布しております、太陽光パネルの説明をさせていただきます。太陽光パネルの部分は、3条申請ということで、区分の地上権になります。柱につきましては、5条の一時転用となります。それから地面は、3条申請ということになっております。よろしくお願ひします。貸手人・借手人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月14日、午前9時30分頃、申請人宅で、申請人から行いました。申請地は、那須塩原市堆肥センターより南へ約400メートルに位置しています。賃借する理由としては、営農型太陽光発電設備を設置することと、またその下では、櫛を栽培する計画ということです。借手人の経営状況は、野菜等を栽培し、トラクター3台、軽トラック2台を所有しております。なお数年前にご主人が亡くなったため、酪農は廃業しております。申請地では、櫛の栽培をする計画でございます。調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願ひし、調査報告を終わります。

続きまして、議案第2号、番号9番について、調査結果を報告します。農地に区分地上権を設定する申請です。貸手人・借手人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。調査は、6月14日、午前9時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市堆肥センターより南へ約400メートルに位置しています。区分地上権を設定する理由としては、農地に営農型の太陽光パネルを設置する計画であるが、設置者と耕作者が異なるため、パネルの上部の空中に区分地上権を設定する必要があることから、本申請に至ったものです。調査の結果、ただし書きの規定により、各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準において、申請地及びその周辺の農地等に係る営農条件に、支障を生ずるおそれがないことを確認いたしました。また申請地を耕作する者の同意書も添付されております。以上のことから、番号9番の申請は、区分地上権を設定するための許可基準を満たしており、許可相当と判断しましたので、委員各位のご

審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

三本木直人 委員 番号8番及び9番について質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員 営農型太陽光発電ということで、その下で櫛を栽培されるということなのですが、売上や何年間売り上げが伸びていかなくはないかなど、そのような要件と、この太陽光発電の高さがどのくらいなのか教えてください。

事務局 売上高の方は、事業計画でいきますと20年間売電しないと、売上が経費の方をまかなえないということで計画はされています。高さは2メートルということで、大人が立っても影響はないので、櫛の栽培には支障はないという計画になっております。櫛の方の売上については、情報を把握していないので、申し訳ありません。

三本木直人 委員 作物に関してはわからないという事でもいいのですか。確認しなくても大丈夫なのでしょうか。

事務局 櫛の売上に関しては、毎年年度末で報告書を提出していただくことになっています。最初の方は、パネルの設置にだいぶ掛かりますので、最初の年とか2年目あたりは、まだ売上があがりませんので、それ以降に櫛の方の売上があがってくると思われれます。金額については把握しておりません。毎年、事業報告書をあげていただく予定になっております。

三本木直人 委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

益子丈弘 委員 確認の意味でお伺いしたいのですが、柱の部分は5条申請で一時転用ということで10年間なのですが、そのあとも継続されるということの認識でよろしいですか。

事務局 お配りした補足資料にありますように、認定農業者のため10年ということで認められるようになっておりますが、その後10年経ったら継続ということで、更新申請がされると思われれます。

益子丈弘 委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番及び9番については、許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員 議案第3号、番号1番について、調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に、貸駐車場を整備するための申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立東原小学校より西へ約200メートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前11時5分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種中高層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請人は申請地を相続後、自身の土地の調査をしたところ、申請地はすでに農地法上の許可を取ることなく、貸駐車場として利用されていることが判明しました。今後は違反することのないよう、十分に注意しますとする始末書が添付されています。事業計画は、申請地に隣接地と併せて8台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用しても問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願い

し、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

番号2番について、稲垣政一委員の報告を求めます。

稲垣政一 委員

議案第3号、番号2番について、調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に、既存敷地を拡張するための申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR那須塩原駅より南へ約1.2キロメートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前9時20分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、住宅兼事務所の敷地拡張のためです。事業計画は申請地に既存敷地を拡張して5台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土留めを設置して、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用しても問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、稲垣政一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。申請人は、昭和50年11月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立東小学校より北東へ700メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前9時45分頃に行いました。変更の理由は、当初計画人は申請地に資材置場及び物置を建築する計画でしたが、物置を建築することなく廃棄してしまったところ、承継人より一般住宅を建築したい旨、申し出があったため、本申請に至りました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。地元調査員・調査班とも変更相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更を承認することに決しました。

番号2番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員

議案第4号、番号2番について、調査班を代表して報告します。申請人は、平成21年3月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、県北家畜保健衛生所より南西へ400メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前9時55分頃に行いました。変更の理由は、当初計画人は申請地にアパートを建築する計画でしたが、工事着工することなく現在に至ってしまったところ、承継者より隣接地と併せて建売住宅を建築したい旨申し出があったため、申請に至りました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、変更を承認することに決しました。

番号3番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員

議案第4号、番号3番について、調査班を代表して報告します。申請人は、昭和52年12月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北東に約400メートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前10時40分頃に行いました。当初計画人は、申請地に一般住宅を建築する計画でしたが、埼玉県へ転勤してしまい、今後住宅を建築する必要がなくなったところ、承継人より一般住宅を建築したい旨の申し出があったため、申請に至りました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員

疑問があるのですけれども、昭和52年に計画を立てて許可を受けて、それから今までに至っているということですが、税金関係のことも含めて、30数年以上もそのままというような事っているのはあるのですか？わかる範囲でいいので教えて下さい。

事務局

昔の許可が出て、そのまま実行されないということはあるのですが、固定資産税については、こちらでは把握していませんので、わかりかねます。

三本木直人 委員

はい、わかりました。

議長

他に質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、変更を承認することに決しました。

番号4番及び5番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥 委員

議案第4号、番号4番について、調査班を代表して報告します。申請人は、昭和62年9月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により農地転用するための事業計画変更申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、烏ヶ森公園より北東に200メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前10時50分頃に行いました。当初計画人は、申請地に一般住宅を建築する計画でしたが、申請地以外に一般住宅を建ててしまいました。申請地は、道路拡幅で収用されてしまうものと思っておりましたが、残地として残ってしまい、今回承継人により貸駐車場として利用したい旨の申し出があったため、申請に至りました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第4号、番号5番について、調査班を代表して報告します。申請人は、平成元年3月に農地転用許可を取得しましたが、事業完了とならず、新たな事業計画により、農地転用するための事業計画変更申請です。申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、烏が森公園より北東へ200メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前10時50分頃に行いました。当初計画人は、申請地に一般住宅を建築する計画でしたが、申請地以外に一般住宅を建ててしまいました。申請地は、道路拡幅で収用されてしまうものと思っておりましたが、残地として残ってしまい、今回承継人より貸駐車場として利用したい旨の申し出があったため、申請に至りました。現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番及び5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番及び5番については、変更を承認することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員

議案第5号、番号1番について、調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は、議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立 東那須野中学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前9時40分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は、原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、借人は現在、家族とアパートに住んでおります。休日を利用して、実家の農業を手伝いに来ています。しかし、親も高齢になり近くに家を建てて将来は農業を継承したいとのこ

とです。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。隣接農地との間にブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第5号、番号2番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地において工事中仮設道路と資材置場にするための一時転用申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR黒磯駅より北北東へ約430メートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前10時15分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、東北新幹線本郷橋りょう橋脚の耐震補強工事を施工するための仮設道路及び資材置場として使用するためであります。事業計画は5ヶ月間の賃借権により申請地を工事中仮設道路と資材置場として利用する内容となっております。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

番号3番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第5号、番号3番について調査班を代表して報告をします。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立 関谷小学校より南西へ500メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前11時45分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、家族が増え現在居住しているアパートが手狭になって来たためとのことです。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

番号4番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員

議案第5号、番号4番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地において砂利採取をするための一時転用申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、戸田調整池より北西へ約1キロメートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前11時35分頃に行いました。申請地は、農振農用地となります。農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、申請地は砂利層が多く農業用機械の摩耗が著しく、耕作に支障をきたすため砂利採取し、土壌を改良します。事業計画は、1年間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。周囲には、防護柵を設置し事故の発生を未然に防止します。法で定められた保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行うことで、周辺地崩落などの被害を防止します。埋戻しは自然地山からの発生土砂及び自社の還元土砂にて行います。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。栃木県 陸砂利採取業協同組合の農地復元保証もあります。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。

番号5番及び6番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第5号、番号5番について調査班を代表して報告します。売買により一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、国道4号線烏ヶ森公園入口交差点より北へ50メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前10時35分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居区域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、現在借家暮らしをしており、まもなく借家計画が終了することから、将来を考え、自宅を建築する計画を立てていたところ、現在の住まいから近く、生活環境もあまり変わらない申請地を紹介され、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第5号、番号6番について調査班を代表して報告します。売買により一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立東保育園より南へ約300メートルに位置してい

ます。現地調査は、6月21日、午前9時45分頃行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は現在借家で4人暮らしをしており、手狭になり将来を考え自己所有の住宅を建築するために今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は、市の施設を利用し雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲に土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番及び8番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員

議案第5号、番号7番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に建売住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より南西へ約1.2キロメートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前9時55分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、申請地は幼稚園・学校・病院・店舗等に近く、市街へのアクセスが良いので、土地を譲っていただけることから、申請に至ったということです。事業計画は申請地に10棟の建売住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、番号8番について調査班を代表して報告します。売買により農地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立三島中学校より北へ300メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前11時10分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、老後のことを考え兄弟で助け合える隣接地に終の棲家を望んでいたところ、最適地なので申請に至りました。事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施

設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については、許可することに決しました。

次に、番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、許可することに決しました。

ここで、15分間の暫時休憩とします。

《暫時休憩》

議長

番号9番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員

議案第5号、番号9番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に既存敷地を拡張するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より北東へ約400メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前9時25分頃に行いました。申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、需要に供給が追いつかない現状で、丸太の管理、保管する場所として、運搬上工場に近い敷地が必要となり申請に至りました。事業計画は、申請地に敷地を拡張し、丸太置場とする内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲にネットフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については、許可することに決しました。

番号10番及び11番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員

議案第5号、番号10番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より北東へ約400メートルに位置して

います。現地調査は、6月20日、午前10時40分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、現在アパートで暮らしておりますが、手狭になったことから定住地を構えたいと考え今回の計画申請に至りました。事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、番号11番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地にアパートを建築するための申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、栃木県立黒磯高等学校第2グラウンドより西へ約220メートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前9時55分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、平成19年まではパイプハウスでいちごの栽培をしておりましたが、諸事情により現在まで耕作されておられません。農業後継者も居ないため、また住環境が整った立地条件も良く、土地の有効活用を図るために今回の申請に至りました。尚一部を造成して物置小屋として使用しております。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。事業計画は申請地に2棟のアパートを建築し、24台分の駐車場を整備する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲に擁壁やフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号10番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については、許可することに決しました。

次に、番号11番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については、許可することに決しました。

番号12番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員

議案第5号、番号12番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、JR黒磯駅より東へ約600メートルに位置しています。

現地調査は、6月20日、午前10時30分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、現在子供とアパートに2人暮らしで、持家の希望があり条件として、子供が転校しなくて済む土地、両親に子供を看てもらうために、実家に近い土地を探していたところ、今回の話があり申請

に至りました。事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。仮設のコンクリートブロックにより、土砂及び雨水の流出を防止いたします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題は無いと判断いたしました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号12番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については、許可することに決しました。

番号13番は、取下げとなりましたので欠番となります。

番号14番、15番及び16番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥 委員

議案第5号、番号14番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に既存敷地を拡張するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、西那須野塩原インターより南へ900メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前11時20分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、近年受注増大に伴い事業拡張による作業所の確保が必要となり、既存事業敷地に隣接している申請地が最適と判断し、申請に至りました。事業計画は、申請地に敷地を拡張し作業所を建築する内容となっています。上水道は、市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は既存の雨水浸透処理施設にて処理します。周囲にL型擁壁及びメッシュフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題は無いと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第5号、番号15番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に貸駐車場を整備するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、烏ヶ森公園南入口より北東へ200メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前10時50分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種居住地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請地は歯科クリニックに隣接し、面積、形状にも最適しており駐車場として最適地と思い本申請に至りました。事業計画は、申請地に22台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。既設及び新設の擁壁や地先ブロック、フェンスにて、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題は無いと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第5号、番号16番について調査班を代表して報告します。地上権設定により申請地に営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市堆肥センターよ

り南へ約400メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前11時50分頃に行いました。申請地は農振農用地となります。農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、農地に支柱を建てて営農を継続しながら太陽光発電を設置し売電する計画で、本事業地は土地改良事業区の地区外であり敷地内に東京電力関谷線特別高圧送電鉄塔があり、系統連系条件に最適地なため当該地を選定しました。

一部耕作放棄地を再活用できることなどから、太陽光パネルの下に榊を栽培し本計画を実施したいという旨であります。10年間の地上権により申請地において営農型太陽光発電を行う計画です。転用するのはパネルを設置する柱とパワーコンディショナー部分となります。下部農地の営農者が認定農業者であるため、10年以内の一時転用が可能となります。ソーラーパネル39,204枚とパワーコンディショナー8台を設置し、年間発電量は、15,760,180kwhを見込んでいます。先の3条申請にありましたようにパネルの下部の農地では、榊の栽培を行う計画です。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にネットフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号14番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号14番については、許可することに決しました。

次に、番号15番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号15番については、許可することに決しました。

次に、番号16番について質疑、ご意見はございますか。

三本木直人 委員 今の竹村委員の報告ですと、借入資金が29億700万円。27筆で523.44平米という事は、前のも合わせての総面積ということですか。

事務局 補足説明の方をご覧いただくとわかりやすいと思うのですが、転用の部分は柱が建っている部分ということで、面積の一部となります。

三本木直人 委員 太陽光の総面積はどのくらいなのですか？

事務局 今日お配りした訂正の一覧表を1枚めくっていただくと、こちらが総面積となります。200,528平米になります。

三本木直人 委員 はい、わかりました。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号16番については、許可することに決しました。

次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番及び2番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第6号、番号1番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市立南小学校より東へ約1.5キロメートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前10時頃に行いました。願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないことも判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第6号、番号2番について調査班を代表して報告します。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市三島小学校より北へ約500メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前11時頃に行いました。願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、証明することに決しました。

番号3番及び4番について、稲垣政一委員の報告を求めます。

稲垣政一 委員

議案第6号、番号3番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、戸田調整池より南へ300メートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前10時25分頃に行いました。願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第6号、番号4番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地

は、JR那須塩原駅より南へ約1.2キロメートルに位置しています。現地調査は、6月20日、午前9時20分頃に行いました。願い出地の現況は宅地をなっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条の規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、稲垣政一委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、証明することに決しました。

次に、番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、稲垣政一委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、証明することに決しました。

番号5番及び6番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第6号、番号5番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在地・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、烏ヶ森公園南入口より北へ300メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前10時40分頃に行いました。願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断しました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第6号、番号6番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。願い出地は、那須塩原市西小学校より南へ300メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前10時15分頃に行いました。願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断しました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、証明することに決しました。

次に、番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、証明することに決しました。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進第16条第1項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第7号、番号1番について調査班を代表して報告します。農地を売り渡したい旨の申し出があったことから、認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ、農地の利用集積が図れるよう農業公社などの農地利集積円滑化団体が、一時的に申請地を保有する必要があるか確認するものです。あっせん申出人・土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地は、西那須野運動公園より南へ約400メートルに位置しています。現地調査は、6月21日、午前9時35分頃に行いました。申請に至った経緯は、病気のため営農が継続できなくなったために、離農することにしたことにより今回の申請に至りました。現地を確認した結果、申請地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。地元調査員・調査班ともに円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、通知を要請することに決しました。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第8号についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。議案書25ページから28ページが「利用権設定関係」の案件で16件、合計面積は160,513平米となります。続いて29ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は46,006平米となります。調査を担当されました農地利集積推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として、問題はないと思われま。

議長

説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は、事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第9号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （説明）

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

稲垣政一 委員 令和元年は、いつからいつまでなのか？

事務局 こちらの目標は、令和元年度ということで、今年の4月から来年の3月までの農業委員会の活動計画となります。

稲垣政一 委員 はい、わかりました。

三本木直人 委員 農地等の概要で、農業参入法人の数が34と書いてあるのですが、これは他の地域と比べると多いと見るべきなのか、それともこれから伸ばしていくようなものなのか、どのような感じなのか、意外と多いのかなと思ったのですが。

事務局 申し訳ありませんが、他市町村の参入法人の資料がありませんので、状況が多いのか少ないのか分からないところなのですが、法人につきましては、県の方の説明会の中でも言われているのですが、法人化については、新規参入促進の中で、個人だけではなく法人化を進めながらの参入促進も必要だと、説明の中では言われているところです。

三本木直人 委員 余談になるかもしれませんが、先日参議院議員の総決起集会がありまして、議員が第一声に述べたのは、農業をしっかりとしないとだめだと、2050年頃だったと思いますが、その頃には人口が世界的からみても増えて、食料は今の生産量の1.5倍ぐらいないと賄いきれない、さらに世界の市場を見ると日本が買い付けていた穀物とかが、かなり中国に取られていると、このままですと日本が餓死状態になってもおかしくないと、そういった中で農業を頑張ってもらいたいと。さらに議員が言うには、今大規模化とか法人化とか言っているけれども、それは一つの流れとして、それともうひとつ、家での家庭菜園的な農業も是非残していかないと追いつかないと言っていました。

議長 他に、質疑、ご意見はございませんか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号は、事務局提案のとおり、決定することに決しました。

以上で、全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第24回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

7 番

---

8 番

---